

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和5年5月1日～令和10年4月30日までの 5年間

### 2.内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など  
制度の周知や情報提供を行う。

#### <対策>

- 令和5年5月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和5年5月～ 制度に関する規程の作成、管理職対象としたミーティング等にて社員への周知

目標2：出産や子育てによる退職者について再雇用制度の実施

#### <対策>

- 令和5年8月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和5年10月～ 制度の導入・社員への通知